

岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領等の改定について お知らせ

岡山県土木部

岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領等を改定しましたので、お知らせします。

1 岡山県土木部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領の主な改定内容

(1) 発注方式の要件の変更

＜発注者指定型＞

県の現行要領では土工において5千万円、5,000m³以上の工事に適用しているが、今回の改定により、土工数量が1,000m³以上を目安として、発注者が指定した工事に適用する。

＜施工者希望型＞

発注者指定型以外の工事に適用する。

(2) 工種の拡大

県の現行要領ではＩＣＴ活用工事は、土工のみ対象としているが、今回の改定により、国土交通省に実施要領がある工種は、受注者が希望すれば、発注者と協議の上、適当と認められる場合、ＩＣＴ活用工事の対象とすることができる。

(3) Light-ICTの考え方の変更

県の現行要領では1つでもプロセスを実施すればLight-ＩＣＴ活用工事としているが、今回の改定により、施工プロセスにおいて、②④⑤は必須とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(4) 工事成績評定における評価の変更

今回の改定により、土工以外においてもＩＣＴ活用工事を実施した場合の工事成績評定において評価するものとする。

本要領の適用後発注した工事について、令和7年度内完成工事については、土工のみ評価し、土工以外の工種については、令和8年度完成工事から評価する。

2 ＩＣＴ活用工事積算要領（岡山県土木部）の廃止

ＩＣＴ活用工事に係る積算は、国土交通省が定めるＩＣＴ活用工事積算要領及び「岡山県土木工事標準積算基準書」によるものとするため。

3 施行日

この要領は、令和7年11月1日から施行し、単価適用日が令和7年11月1日以降の工事から適用します。

4 その他

国土交通省が定める工種別の実施要領・積算要領につきましては、令和7年度のものを参照して下さい。

URL : https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

【問合せ先】

土木部 技術管理課技術指導班 TEL086-226-7460